

議案第13号

佐倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和元年8月26日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する
条例

(佐倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 佐倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年佐倉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年佐倉市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」と、「その期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引続き3年を超えない限度」とあるのは「当該休職の期間の末日が当該任期の末日より前の日であるときには、当該任期の末日までの範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和29年佐倉市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和 年佐倉市条例第 号）第2条第3項に規定する報酬を

除く。))」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成2年佐倉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年佐倉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1 社会教育指導員の項、学校教育相談員の項、高圧輸送導管監視協力員の項、市民相談員の項、休日夜間急病診療所の項及び小児初期急病診療所管理者の項を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 職員の旅費に関する条例(昭和30年佐倉市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「の職員」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。))」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。